

議案第116号

世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年6月3日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 世田谷区立認定こども園において給食費の無償化を実施するため、給食費及び預かり保育料の額を改定する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例

世田谷区立認定こども園保育料条例（平成２７年１２月世田谷区条例第７０号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「別表第１に」を「零とし」に、「第５条の２第２項」を「第５条の２第１項」に改め、同条第３項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

- ３ 前項の規定にかかわらず、区外に住所を有する教育・保育給付認定子ども（区外に住所を有することについて、やむを得ない理由があると委員会が認める者を除く。以下同じ。）に係る給食費の額は、特定教育・保育のうち教育に係るもの及び特別利用教育に係るものについては、別表第１に定めるとおりとする。

第６条中「前条第２項」を「前条第３項」に、「教育・保育給付認定子ども」を「区外に住所を有する教育・保育給付認定子ども」に改める。

別表第２預かり保育料の日額（１人につき）の欄中「２５０円」を「２００円」に、「４００円」を「３５０円」に、「１，２００円」を「８６０円」に、「１，０００円」を「６６０円」に、「３７０円」を「３２０円」に改め、同表備考に次の１項を加える。

- ３ 区外に住所を有する教育・保育給付認定子どもに係る預かり保育料の日額は、区分Ｂ、Ｃ及びＧにおいては給食費として５０円を、区分Ｄ及びＥにおいては給食費として３４０円を加算した額とする。

附 則

- １ この条例は、令和７年９月１日から施行する。
- ２ この条例による改正後の第５条、第６条及び別表第２の規定は、令和７年９月以後の月分の給食費及び預かり保育料（世田谷区立認定こども園保育料条例第１条に規定する預かり保育料をいう。以下同じ。）について適用し、同月前の月分の給食費及び預かり保育料については、なお従前の例による。